

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-264)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次	ページ
告 示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示..... (税務課)	23
○特定調達契約に係る落札者等の公示..... (情報政策課)	24
○土地改良区の定款の変更の認可..... (農業支援課)	24
○土地改良事業計画の変更の認可..... (農業支援課)	25
○土地改良区が管理する土地改良施設に係る管理規程の認可..... (農業支援課)	25
○道営土地改良事業変更計画の決定..... (農業支援課)	25
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定..... (治山課)	25
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定..... (治山課)	25
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更..... (治山課)	26
○森林法による通知に代える公示..... (治山課)	26
○道路の供用の開始..... (道路整備課)	27
○道路の区域の変更及び供用の開始..... (道路整備課)	27
○北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定の一部改正 (物品管理課)	27
札幌医科大学告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	27
道収用委員会告示	
○裁決手続開始の決定.....	27
告 示	
北海道告示第387号	
次のとおり随意契約の相手方を決定した。	
平成17年5月20日	
北海道知事 高 橋 はるみ	
1 道税総合情報処理システムに係る電算処理業務等委託契約	
(1) 随意契約に係る特定役務の名称及び数量	
ア 道税総合情報処理システムオンライン業務及びセンタ処理業務	
イ 道税総合情報処理システム入力媒体作成業務	

(ア) 随意契約に係る特定役務の名称			
a	ANK 1字当たりの単価		
b	漢字 1字当たりの単価		
c	入力媒体 1件当たりの単価		
(イ) 数量			
a	ANK	調達予定数量	168,816,100字
b	漢字	調達予定数量	7,185,000字
c	入力媒体	調達予定数量	2,162,300件
ウ 道税総合情報処理システムシーリング業務			
(ア) 随意契約に係る特定役務の名称			
a	封かん 1件当たりの単価		
b	封入・封かん 1件当たりの単価		
(イ) 数量			
a	封かん	調達予定数量	742,800件
b	封入・封かん	調達予定数量	5,118,900件
エ 道税総合情報処理システムコレートアンドディタッチャー処理業務			
(ア) 随意契約に係る特定役務の名称			
	1件当たりの単価		
(イ) 数量			
	調達予定数量	410,900件	
オ 道税総合情報処理システムCD-ROM作成業務			
(ア) 随意契約に係る特定役務の名称			
a	マスタ 1枚当たりの単価		
b	コピー 1枚当たりの単価		
(イ) 数量			
a	マスタ	調達予定数量	30枚
b	コピー	調達予定数量	486枚
カ 道税総合情報処理システムプログラム作成業務			
(ア) 随意契約に係る特定役務の名称			
	1人工当たりの単価		
(イ) 数量			
	調達予定数量	200人工	
(2) 随意契約の相手方を決定した日			
平成17年4月1日			
(3) 随意契約の相手方の氏名及び住所			
ア	氏 名	株式会社HBA	
イ	住 所	札幌市中央区北3条西7丁目1番地	

(4) 随意契約に係る契約金額

ア 道税総合情報処理システムオンライン業務及びセンタ処理業務 650,273,925円

イ 道税総合情報処理システム入力媒体作成業務

(ア) ANK 1字当たりの単価 0.39円

(イ) 漢字1字当たりの単価 1.56円

(ウ) 入力媒体1件当たりの単価 0.30円

ウ 道税総合情報処理システムシーリング業務

(ア) 封かん1件当たりの単価 3.5円

(イ) 封入・封かん1件当たりの単価 3.5円

エ 道税総合情報処理システムコレートアンドディタッチャー処理業務

1件当たりの単価 14.0円

オ 道税総合情報処理システムCD-ROM作成業務

(ア) マスタ1枚当たりの単価 15,500円

(イ) コピー1枚当たりの単価 2,200円

カ 道税総合情報処理システムプログラム作成業務

1人工当たりの単価 574,000円

(5) 契約の相手方を決定した手続

随意契約

(6) 随意契約によった理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第1号の規定による。

2 自動車税分配情報作成業務委託契約

(1) 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

ア 自動車税分配情報作成業務

情報作成料1件当たりの単価

イ 数量 調達予定数量 2,675,134件

(2) 随意契約の相手方を決定した日

平成17年4月1日

(3) 随意契約の相手方の氏名及び住所

ア 氏 名 財団法人地方自治情報センター

イ 住 所 東京都千代田区一番町25番地

(4) 随意契約に係る契約金額

情報作成料1件当たりの単価 12円

(5) 契約の相手方を決定した手続

随意契約

(6) 随意契約によった理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第1号の規定による。

3 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道総務部税務課

(2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第388号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成17年5月20日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

電子調達システム基本設計業務

2 随意契約の相手方を決定した日

平成17年4月28日

3 随意契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏 名 日本電気株式会社

(2) 住 所 東京都港区芝五丁目7番1号

4 随意契約に係る契約金額

40,293,750円

5 契約の相手方を決定した手続

随意契約

6 随意契約によった理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第1号の規定による。

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道企画振興部IT推進室情報政策課

(2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第389号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。

平成17年5月20日

北海道知事 高 橋 はるみ

認可年月日 土地改良区名

平成17. 5.10 夕張土地改良区
同 17. 5.11 多度志土地改良区
同 空知土地改良区
同 南長沼土地改良区

北海道告示第390号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、平成17年5月11日、富良野土地改良区を行う土地改良（維持管理）事業の土地改良事業計画の変更を認可した。
平成17年5月20日
北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第391号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第1項の規定により、次の土地改良施設に係る管理規程を認可した。
平成17年5月20日
北海道知事 高 橋 はるみ

土地改良区名 土地改良区施設名 管 理 規 程 の 概 要

蘭越土地改良区 鮎川頭首工 維持、操作その他管理について必要な事項を定めている。

同 淀川第2頭首工 同

北海道告示第392号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、道営土地改良（士幌南地区畑地帯総合整備〔担い手育成型〕〔農業用排水、農道、暗きょ、農地保全、土層改良〕）事業の土地改良事業変更計画を定めた。
その関係書類は、北海道十勝支庁に備え置いて、平成17年5月23日から20日間、一般の縦覧に供する。
なお、この変更計画については、同条第6項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。
また、同条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、北海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。
平成17年5月20日
北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第393号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。
平成17年5月20日
北海道知事 高 橋 はるみ

1(1) 解除予定保安林の所在場所 函館市紅葉山町68の1（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 水源のかん養

(3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため

2(1) 解除予定保安林の所在場所 上磯郡知内町字小谷石9の157（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

(3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため

3(1) 解除予定保安林の所在場所 山越郡八雲町野田生817の3、941の3

(2) 保安林として指定された目的 火災の防備

(3) 解 除 の 理 由 農道用地とするため

4(1) 解除予定保安林の所在場所 函館市紅葉山町68の1（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 魚つき

(3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道渡島支庁経済部林務課並びに函館市役所及び知内町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第394号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。
平成17年5月20日
北海道知事 高 橋 はるみ

1(1) 指定施業要件変更予定保安林 阿寒郡阿寒町（次の図に示す部分に限る。）

の所在場所

(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

(3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件

ア 立 木 の 伐 採 の 方 法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
阿寒町（次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市

平成17年5月20日（金曜日）

北 海 道 公 報

第1673号 25

町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件変更予定保安林 空知郡南富良野町（次の図に示す部分に限る。）
の所在場所

(2) 保安林として指定された目的 風害の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件変更予定保安林 留萌市（次の図に示す部分に限る。）
の所在場所

(2) 保安林として指定された目的 干害の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

4(1) 指定施業要件変更予定保安林 留萌市（次の図に示す部分に限る。）
の所在場所

(2) 保安林として指定された目的 公衆の保健

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係支庁経済部林務課並びに留萌市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第395号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成17年5月20日

北海道知事 高 橋 はるみ

1(1) 指定施業要件の変更に係る保安林 標津郡標津町（次の図に示す部分に限る。）
の所在場所

(2) 保安林として指定された目的 風害の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更に係る保安林 標津郡標津町（次の図に示す部分に限る。）
の所在場所

(2) 保安林として指定された目的 霧害の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

標津町（次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道根室支庁経済部林務課及び標津町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第396号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2の規定による保安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不分明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を標津町役場の掲示場に掲示する。その要旨は、平成17年北海道告示第324号のとおりである。

平成17年 5 月20日 北海道知事 高 橋 はるみ 所在が不明な者 標津郡標津町字古多糠 6 の17、 6 の19所在の森林について所有権を有する伊藤武雄	北海道知事 高 橋 はるみ 2 売りさばき人の項不動産健治の事項の次に次の 1 事項を加える。 弘洋電機株式会社 平成17. 5.11 留萌合同庁舎売店																					
札幌医科大学告示																						
北海道告示第397号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定により、次の道路の供用を開始する。 その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道札幌土木現業所に備え置いて、告示の日から 2 週間、一般の縦覧に供する。 平成17年 5 月20日 北海道知事 高 橋 はるみ <table><tr><td>路 線 名</td><td>供 用 開 始 の 区 間</td><td>供用開始の期日</td></tr><tr><td>道道 旭川芦別線</td><td>旭川市神居町豊里136番 1 地先から 旭川市神居町豊里181番 1 地先まで</td><td>平成17. 5.20</td></tr></table>	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日	道道 旭川芦別線	旭川市神居町豊里136番 1 地先から 旭川市神居町豊里181番 1 地先まで	平成17. 5.20	札幌医科大学告示第56号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成17年 5 月20日 札幌医科大学長 今 井 浩 三 1 落札に係る特定役務の名称 札幌医科大学附属病院医療機器等中央管理業務 2 落札を決定した日 平成17年 4 月 1 日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 株式会社ムトウテクノス (2) 住 所 札幌市中央区北 2 条西17丁目 1 番地 2 4 落札金額 94,500,000円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の告示 平成17年 2 月18日付け札幌医科大学告示第28号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 札幌医科大学事務局業務課 (2) 所在地 札幌市中央区南 1 条西16丁目															
路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日																				
道道 旭川芦別線	旭川市神居町豊里136番 1 地先から 旭川市神居町豊里181番 1 地先まで	平成17. 5.20																				
道 収 用 委 員 会 告 示																						
北海道告示第398号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第 2 項の規定により道路の供用を開始する。 その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道帯広土木現業所に備え置いて、告示の日から 2 週間、一般の縦覧に供する。 平成17年 5 月20日 北海道知事 高 橋 はるみ <table><tr><td>1 道路の種類</td><td>道道</td></tr><tr><td>2 路 線 名</td><td>豊頃糠内芽室線</td></tr><tr><td>3 道路の区域</td><td></td></tr><tr><td>区 間</td><td>変更前後の別</td><td>敷地の幅員</td><td>延 長</td><td>国道等との重複区間</td></tr><tr><td>帯広市富士町西 6 線44番 1 地先から 帯広市基松町東 1 線38番 4 地先まで</td><td>前</td><td>15.60mから 25.20mまで</td><td>500.00m</td><td>――</td></tr><tr><td></td><td>後</td><td>18.50mから 28.70mまで</td><td>500.00m</td><td>――</td></tr></table>	1 道路の種類	道道	2 路 線 名	豊頃糠内芽室線	3 道路の区域		区 間	変更前後の別	敷地の幅員	延 長	国道等との重複区間	帯広市富士町西 6 線44番 1 地先から 帯広市基松町東 1 線38番 4 地先まで	前	15.60mから 25.20mまで	500.00m	――		後	18.50mから 28.70mまで	500.00m	――	北海道収用委員会告示第 3 号 土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の 2 の規定により収用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。 平成17年 5 月20日 北海道収用委員会会長 渡 辺 裕 哉 1 起業者の名称
1 道路の種類	道道																					
2 路 線 名	豊頃糠内芽室線																					
3 道路の区域																						
区 間	変更前後の別	敷地の幅員	延 長	国道等との重複区間																		
帯広市富士町西 6 線44番 1 地先から 帯広市基松町東 1 線38番 4 地先まで	前	15.60mから 25.20mまで	500.00m	――																		
	後	18.50mから 28.70mまで	500.00m	――																		
北海道告示第399号 昭和53年北海道告示第3728号（北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定）の一部を次のように改正する。 平成17年 5 月20日																						

札幌市

2 事業の種類

札幌圏都市計画道路事業（3・4・103号青葉・平岡通）

3 裁決手続開始を決定する土地

裁 決 手 続 開 始 を 決 定 す る 土 地					土 地 所 有 者		土 地 に 関 し て 権 利 を 有 す る 関 係 人			
所 在 地 番 地 目	登 記 簿	実 測 地 積 （㎡）	収 用 し よ う と す る 土 地 の 面 積（㎡）	氏 名 住 所	氏 名 住 所	権 利 の 表 示	受 付 年 月 日	種 類	受 付 番 号	類
札幌市清田区 124番 原野 1,303 1,303.56 222.36 里塚緑ヶ丘5 18 丁目				吉村 啓一 伊達市向有珠 （共有持分2 町124番地5 分の1） 吉村 道子 （共有持分2 分の1）	な し な し な し な し					

別添図面省略

4 裁決手続開始決定の日

平成17年 5月 9 日